

平成28年 2月18日

各 位

会 社 名 カルナバイオサイエンス株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 吉野 公一郎  
 (コード番号：4572)  
 問合せ先 経営管理本部長 吉野 公一郎  
 (TEL. 078-302-7075)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年2月18日開催の取締役会において、平成28年3月24日開催予定の第13回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第25条（取締役の責任免除）および第32条（監査役~~の責任免除~~）の規定の一部を変更するものであります。なお、第25条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第25条 (条文省略) ② 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額を限度として賠償責任を負担する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第25条 (現行どおり) ② 当社は、 <u>取締役</u> (業務執行取締役等 <u>あるものを除く</u> )との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額を限度として賠償責任を負担する契約を締結することができる。
(監査役 <del>の責任免除</del> ) 第32条 (条文省略) ② 当社は、 <u>社外監査役</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額を限度として賠償責任を負担する契約を締結することができる。	(監査役 <del>の責任免除</del> ) 第32条 (現行どおり) ② 当社は、 <u>監査役</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額を限度として賠償責任を負担する契約を締結することができる。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年3月24日（木）
定款変更の効力発生日	平成28年3月24日（木）

以 上